

(公益社団法人全日本トラック協会取次事業)  
「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成金 交付取次要綱

令和6年4月15日 制定  
一般社団法人 東京都トラック協会

**(事業趣旨)**

第1条 東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める「『働きやすい職場認証制度』認証取得費助成金交付要綱」に基づき、東京都トラック協会会員事業者（以下「事業者」という）が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」）の認証取得（新規認証または継続認証）をした場合、その費用の一部を助成する。

**(助成対象)**

第2条 助成の対象となる経費は、次に掲げる本制度の認証取得のためにかかる以下の費用とする。

- (1) 新規取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料
- (2) 同位認証継続にかかる審査料・登録料
- (3) 三つ星の新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料

**(助成額)**

第3条 助成金は、事業者が本制度の認証取得に係る費用を負担した場合に、一つ星、二つ星の新規取得は3万円を上限として、三つ星の新規取得については5万円を上限として交付する。同位認証継続は2万円を上限として交付する。

2 東ト協が実施する「働きやすい職場認証制度取得費用助成」との併用を可能とするが、全ト協と東ト協の助成金の合計が事業者の負担額（税込み）を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

**(実績報告及び助成金の請求)**

第4条 助成金の交付を受けようとする事業者は、実施要領に定める期間に実施要領に定める書類を東ト協に提出しなければならない。ただし、全ト協の交付予算額に達した時点で、締め切りとする。

**(助成金の交付)**

第5条 東ト協は、前条に基づき事業者より助成金の請求があったときは、速やかにその報告を精査し、条件に適合すると認めたときは、その内容に基づき全ト協

に対して助成金の請求を行う。

- 2 東ト協は、全ト協から東ト協に助成金が交付され次第、事業者に助成金を交付する。

#### **(助成金の返還)**

第6条 東ト協は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他東ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、東ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

#### **(その他必要な事項)**

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、東ト協が別に実施要領これを定める。

以上